平成２９年（フ）第１３８号
秋田市外旭川字鳥谷場109番地　市営住宅２－12号
破産者　保坂　孝司
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５９号
秋田市泉中央３丁目１番18号　シャトー泉205
破産者　佐藤　達也
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０９号
秋田市河辺和田字北条ケ崎49番地４
破産者　鈴木　　勉
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２５０号
金沢市粟崎町３丁目168番地１　市営住宅11棟302号、従前の住所金沢市粟崎町４丁目３番地23
破産者　河村　　靖
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５９号
岐阜県多治見市市之倉町10丁目380番地
破産者　戸松　敬詞
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第３６５号
静岡県沼津市東椎路1299番地の６
破産者　鈴木　正彦
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第９８号
滋賀県草津市追分南３丁目６番18号
破産者　岡部　俊之
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９９号
滋賀県草津市追分南３丁目６番18号
破産者　岡部　純子
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２２号
滋賀県野洲市小篠原2479番地　ＬＡ・ＣＡＭＰＡＮＥＬＬＡⅡ棟202号、前住所滋賀県愛知郡愛荘町豊満786番地17、（住民票上の前住所）滋賀県彦根市原町850番地133
破産者　山根　康平
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４６６号
兵庫県西宮市津門西口町２－７シャルマンフジ西宮101、前住所兵庫県西宮市染殿町10番35―302号
破産者　吉田　尚弥（旧氏名吉田尚子）
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２１７号
兵庫県尼崎市東本町４丁目81番地ゴールド東本町203号
破産者　小倉　裕史
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第８０号
広島県三原市沼田東町七宝267番地１　市営住宅303号
破産者　橋本　哲也（旧姓北岡）
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第２５０号
香川県高松市扇町２丁目３番28号　ルミナス扇町103
破産者　金藤　哲也
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２２３号
高知市桟橋通４丁目15番34―1205号　アルファステイツ桟橋通りⅡ、前住所高知市桟橋通３丁目25番１　506号
破産者　西川　雅子
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２５４号
長崎県長崎市油木町53番地６
破産者　井上　隆雄
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４４号
長崎県大村市玖島２丁目472番地　カマチハイツＢ101号室、開始決定時の住所長崎県大村市上諏訪町1284番地５
破産者　高月　恵美
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第４１４号
鹿児島県鹿児島市上之園町27番地３　モリヤマビル302号
破産者　村中　淳一
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４６１号
鹿児島県鹿児島市与次郎２丁目３番38―501号
破産者　原口　輝也
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係